

第7回委員会でのご意見と回答

1. 重点地区について

項目	No.	意見の概要	回答
野洲駅南地区 全般	1	9ページの重点地区の区域のところ、良好な景観形成に関する方針①に示す、「玄関口にふさわしいおいとゆとりのある景観」という言葉では、何か物足りない。「活力のある」という言葉がここに1つ入るだけで違うと思う。	景観形成方針に定める基本方針「市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出」に基づき、「玄関口にふさわしい活力とうるおいとゆとりのある景観」とします。
	2	9ページの「ゾーンA」及び「ゾーンB」の「制限する区域を含めます」の部分について、「三上山の眺望を確保するため、魅力のある景観の創出のために必要に応じて高さ等」の「等」を「高さ及び形態、色彩」ときちんと書いたほうがいいと思う。	区域内の建築物等にはすべて、形態、意匠等の基準を設けることとしております。なお、地区住民からのご意見等を踏まえ、高さ制限は行わないこととしております。
野洲駅南地区 視点場a	3	住民へ示すときには、なぜここに視点場を設定したのかを明確にしておく必要がある。	視点場 a は、駅前広場から、三上山の山容が眺望できる唯一の地点であることから、設定したものです。
	4	三上山がどの程度見えたらいのか。そういう問題も出てくる。	山裾が確認でき、三上山を独立峰として認識できてはじめて、野洲市の景観特性であると考えます。
	5	高さ規制があるが野洲のまちが寂れてしまっは元も子もない。特に工業会や商業会の方々の意見も反映して活力あるまちを作らないといけない。また、野洲は農業が盛んであったが今は寂れてしまっている。農山漁村は貴重だが成り立たなくなれば大変。だからこそ、どのようにして活性化させていかは深刻な問題。 委員会で活力のあるまちの視察をしたらどうか。	景観形成方針に定める基本方針「市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出」に基づき、検討していきます。 地権者等の理解を得るために、今後必要に応じて、視察も検討します。
	6	今回我々が検討していることが全部絡まってよくなれば工業の誘致もできる。	ご意見のとおりと考えます。
	7	夢を言うと、例えば視点場aから三上山が見えるように役所の前の通りまで広い通りを作る。こうすると誰でも三上山を見ることができ。	ご意見のとおり、景観は、視点場と対象物の間を道路等の公共空間にすることで確保しやすくなると考えます。しかし、現実的には、支障物件数や土地利用形態等から不可能であります。
	8	三上山に向けてまっすぐ道路をつければ三上山を眺望できる。建物の高さを規制する一方で、都市計画はどう考えているのか。もう少しそこを詰めておく必要がある。	
野洲駅南地区 視点場b	9	アサヒビールの跡地の2階ぐらいの高さに設ける視点場ならば、規制をかけずにできるので、そういう視点場を整備できるよう検討しなければならない。	ご意見のとおり、アサヒビールの跡地に視点場を設け、規制の必要性を検証いたします。
計画全般	10	12ページにまとまりのある形態という絵が描いてあるが、野洲市全体としてこういうことを考えていかなければいけない。市街化区域であってもそういう問題を考えていかなければいけない。非常に重要な問題だと思う。	形態については、周辺と著しい違和感がないよう指導していきたいと考えています。
現地調査	11	野洲には多くの素晴らしい財産になる伝統がある。そういうところを大切にしたい。もっと現場を歩	

		き、ここで打ち合わせをしたい。	
景観と都市計画の関係	12	景観があって都市計画なのか、都市計画があって景観なのか教えていただきたい。	委員長のご意見のとおり、都市計画施策と景観施策とを連動させて進めていきます。
	13	都市計画と景観が連動して進めるようになってきた。【委員長】	
その他の重点地区	14	行畑の地蔵さん前の道路からは三上山が真正面に見えるので、この通りの電線を地下化したらよい。	電線類の地中化は現在、駅前で計画していますが、多額の費用が必要となることから、今後十分な検討が必要であると考えております。
	15	三上山の登山者が通る順路を確立することが大事かと思う。	

2. 野洲市景観条例(案)の市民意見への対応について

No.	意見の概要	回答
1	<p>景観法に定めてあるからあなたのご意見はクリアできるという言い方をするのはなく、景観法がどういう形で市民に景観に対するいろいろな取り組みの参加、チャンスを出していけるのかをアピールすべきである。</p> <p>例えば、景観協議会はほかのまちでは成立しており、今回の条例の中では景観審議会とあるが、審議会と協議会はどう違うのかわからない。そういうところが整理されないままではいけない。景観法のこの部分でフォローされているので、こういうチャンスがあるときちゃんと市民に返すべきである。市民の方への提案というものが大事で、国もそういうことは大事だと法律で定めている。こういう意見の述べ方もあるということは、条例の中でうたうというよりは、景観行政の中でアピールをしていく要素だと思う。</p>	市民の景観への意識の高揚を図るため、今後随時、情報発信を行っていきます。

3. その他

No.	意見の概要	回答
1	傍聴者の方のご意見が今までどのように反映されていたかとか、その辺をもう1回整理して、次回お話しいただければと思う。	※別紙資料のとおり